

鋼 船 規 則

規
則

PS 編

浮体式海洋石油・ガス生産,
貯蔵, 積出し設備

2019 年 第 1 回 一部改正

2019 年 12 月 27 日 規則 第 85 号

2019 年 7 月 22 日 技術委員会 審議

2019 年 11 月 6 日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられた
アスタリスク (*) は, その規則に対応する
要領があることを示しております。

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

PS 編 浮体式海洋石油・ガス生産、貯蔵、積出し設備

改正その 1

6 章 防火構造，脱出設備及び消火設備

6.4 消火設備

6.4.5 ヘリコプタ施設の消火設備，排水設備等

-1.及び-2.を次のように改める。

-1. ヘリコプタ甲板の消火設備

次に掲げる消火設備を迅速に使用できるようヘリコプタ甲板の近くに備えなければならない。

((1)及び(2)は省略)

(3) 次の要件を満足する泡放射装置

(a) ヘリコプタ着陸甲板にあっては，ヘリコプタが着陸船できるすべての気象条件下においてヘリコプタ甲板のすべての個所に達する能力を有するもので，かつ，少なくとも 5 分間表 PS6.3 に規定される放出率を維持する能力を有するものでなければならない。

(b) ウィンチング甲板場所~~甲板場所~~にあっては，少なくとも直径 5 m の円で囲まれる面積に対し，120 l/min 以上の泡放出率を少なくとも 5 分間放出する能力を有するものでなければならない。

(4) ヘリコプタ甲板のいかなるところにも到達し，かつ，R 編 10.2.3 の規定に適合するノズル及び消火ホースを少なくとも 2 個

(5) 前(3)(a)及び(4)の規定にかかわらず，2020 年 1 月 1 日以降に建造開始段階にある浮体施設にあっては，R 編 37 章に従った泡消火装置

~~(5)~~ R 編 10.10 に規定する消防員装具に加え，2 組の消防員装具。

~~(6)~~ 次に掲げる備品を，迅速に利用でき，かつ，荒天から保護されるように格納すること。

((a)から(j)は省略)

-2. ヘリコプタ着陸甲板~~着陸甲板~~の排水設備

ヘリコプタ着陸甲板~~着陸甲板~~に設置される排水設備は，鋼製とし，かつ，排水が浮体施設内のいかなる区画にも漏洩しないよう他のいかなる排水設備（暴露甲板から船外に直接導かれる排水管を除く。）からも独立して浮体施設外に直接導かなければならない。

(-3.は省略)

7 章 機関設備

7.6 非常遮断システム（ESD）

7.6.1 一般

-2.を次のように改める。

-2. 手動非常遮断装置は，次の場所に設置しなければならない。

- (1) 制御場所
- (2) 設備周辺に戦略的に配置する場所（例えば，脱出経路，ヘリコプタ~~デッキ~~甲板）

附 則（改正その1）

1. この規則は，2020 年 1 月 1 日（以下，「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され，かつ，少なくとも 50 トン又は全建造材料の見積重量の 1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については，この規則による規定にかかわらず，なお従前の例による。

8 章 電気設備

8.3 非常電気設備

8.3.2 を次のように改める。

8.3.2 非常電源装置の容量及び給電時間*

⚡ 非常電源装置は、次の(1)から(8)に掲げる負荷（電気に依存するものに限る。）に対して、それぞれ指定された時間同時に給電できるものでなければならない。

((1)から(3)は省略)

(4) 次の各装置に対して 24 時間。ただし、各装置が非常時の使用に適した場所に設置された蓄電池より 24 時間独立した給電を受けられる場合を除く。

((a)は省略)

(b) 国際条約及び沿岸国の国内法等により要求される次の i)から iv)に掲げる ~~VHF~~ 無線設備、~~MF~~ 無線設備、~~インマルサット船舶地球局装置及び MF/HF~~ 無線設備であって浮体施設に装備されているもの。ただし、これらの無線設備が二重に装備される場合は、非常電源装置の容量を算定する際、二重に装備された設備が同時に使用されることを考慮する必要はない。

i) VHF 無線設備

ii) MF 無線設備

iii) インマルサット船舶地球局装置又は本会が適当と認める移動衛星業務による船舶地球局装置

iv) MF/HF 無線設備

((c)及び(d)は省略)

((5)から(8)は省略)

附 則（改正その2）

1. この規則は、2020 年 1 月 1 日から施行する。

鋼船規則検査要領

PS 編

浮体式海洋石油・ガス生産, 貯蔵,
積出し設備

要
領

2019 年 第 1 回 一部改正

2019 年 12 月 27 日 達 第 53 号

2019 年 7 月 22 日 技術委員会 審議

2019 年 12 月 27 日 達 第 53 号
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

PS 編 浮体式海洋石油・ガス生産，貯蔵，積出し設備

PS8 電気設備

PS8.3 非常電気設備

PS8.3.2 として次の 1 条を加える。

PS8.3.2 非常電源装置の容量及び給電時間

規則 PS 編 8.3.2(4)(b)iii)にいう「本会が適当と認める移動衛星業務」とは，管海官庁により差し支えないと認められる移動衛星業務をいう。

附 則

1. この達は，2020 年 1 月 1 日から施行する。